

広島市中区選挙管理委員会告示第15号
令和8年2月8日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項本文の規定により、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 甲斐野 正行

登録を行う日 令和8年3月2日